平成２８年（フ）第２４１号
神戸市中央区港島中町３丁目１番地　ポートアイランド団地54棟608号、従前の住所神戸市中央区山本通４丁目20番13号　三葉ハイツ402号
債務者　ＹＳＰ神戸東こと木下鐘道こと　金　鍾道
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上入佐輝史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２５号
奈良県大和高田市市場521番地５　グランアッシュ101、住民票上の住所奈良県吉野郡大淀町大字土田458番地の27
債務者　上田　篤
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嶋岡　英司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１２８号
福岡県小郡市大保1119番地１　サンライフ大保Ｂ－201号
債務者　野田　孝幸
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松崎広太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月17日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１３３号
福岡県久留米市小森野４丁目３番11号　ヴィラ小森野202号
債務者　宮原　愛子
1　決定年月日時　平成28年８月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻原　知明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１４２号
福岡県三井郡大刀洗町大字高樋1245番地５
債務者　大中　幹治
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１５１号
福岡県久留米市野中町161番地４
債務者　福田　謙二
1　決定年月日時　平成28年８月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂口　康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１８号
宮城県遠田郡涌谷町小里字長根北91番地７
債務者　田母神　渉
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２８年（フ）第１６５号
函館市港町１丁目20番16号　メゾン日果里Ｎｏ．７　101号
債務者　吉田　拓美
1　決定年月日時　平成28年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１７３号
函館市富岡町３丁目40番16号　マンションハイライフ　203
債務者　鈴木　雄也
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第４４号
秋田県横手市十文字町越前字越前118番地
債務者　佐藤　和也
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第２３９４号
大阪市城東区中浜３丁目24番６号
債務者　井手美由紀（旧姓寺川）
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４４０号
大阪市平野区平野西１丁目６番30号　カサデ　パーチェ　101
債務者　前田理津子
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５４４号
大阪府八尾市宮町３丁目２番48号九十九文化203号
債務者　下前　翔
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５６５号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田２丁目２番20号
債務者　隅井　貫治
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５６６号
大阪府寝屋川市河北西町９番４号（107号）
債務者　谷口奈津美（旧姓前川）
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５８３号
大阪市平野区喜連１丁目９番38号リュストル喜連301号、前住所大阪市生野区巽南３丁目13番17号
債務者　杉谷　惠子
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６２９号
大阪府摂津市鳥飼西２丁目28番８号　101
債務者　向山　喜一
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部